

契約：No. _____

管理：No. _____

福祉用具貸出申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会長 殿

申請者（管理責任者）よひな氏名

対象者（使用者）との関係

住 所 〒

電話番号

次により、福祉用具の貸出を申請します。

対象者	<small>よひな</small> 氏名		男・女	生年月日	年 月 日生 歳
	住所	〒 電話番号			
世帯の 状況	氏名	続柄	年齢	職業	借受けたい福祉用具
		本人			1 介護用ベッド（電動・手動） マットレス（有・無）
					2 車いす（自走型・介助型）
					3 歩行器
					4 四点杖（ 本）
				5 その他 ()	
福祉用具を必要とする理由					
ベッドの運搬依頼		依頼する ・ 依頼しない			
備考欄				受付者名 (職員記入)	

様式第2号

契約：No. _____

管理：No. _____

令和 年 月 日

社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会長 殿

福祉用具借受書

大河原町社会福祉協議会所有の福祉用品について、下記のとおりの内容で借受します。

なお、用品の使用においては、注意事項を守り適正な使用と管理を行うことを誓約します。

借請人（管理責任者） ふりがな 氏 名
住 所 〒

電話番号

記

1 借受品目

1	介護用ベッド（電動ベッド・手動ベッド）
	<input type="checkbox"/> マットレス（有・無） <input type="checkbox"/> サイドレール（ 組）
	<input type="checkbox"/> テーブル（有・無） <input type="checkbox"/> サイドレール部品
2	車いす（自走型・介助型）
3	歩行器
4	四点杖
5	その他（ ）

2 貸借期間 令和 年 月 日より 1ヶ月

※但し、社協、借請人どちらかの返却の申し出がない限り1ヶ月単位で自動延長する。

3 貸借料

1	介護用ベッド	1月300円
2	車いす	1月300円
3	歩行器	1月100円
4	四点杖	1月100円
5	その他（ ）	1月100円
6	運搬料	1回2,000円（運搬終了時支払）

*その他 マットレスのクリーニング代については、借受人が負担する。

4 管理責任 管理責任者の確認・同意事項

- (1) 借請人（管理責任者）は、借受けた福祉用具を適正に使用し、管理する責任を負うものとします。当該福祉用具を譲渡、交換、転貸し、又は担保に供してはいけません。
- (2) 対象者（使用者）の病気・障害の回復、対象者の都合等で貸出された用具が不用になった場合並びに貸出の対象、目的又は以下の各号に反した時はすみやかに返還しなければならない。
 - ① 当該用具を使用者の介護以外の目的外使用及び他の使用者（対象者）に使用させることはできません。
 - ② 当該用具を棄損、滅失したときは、直ちにその状況を報告し指示に従うこと。その理由によっては、修繕料等を負担してもらうことがあります。
- (3) 用具の貸出し期間中においては、用具のいかなる不具合や故障などにより生じたけがや事故、またはこれらに起因する補償等に関し、社協はその責任を負いません。
- (4) 社協が貸出しの福祉用具を必要としなくなったと認めたとき又は前記各号に違反すると認めるときは、その返還を命ずることができます。
- (5) 前記各号に定めのない事項については、双方協議の上決定します。

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会 福祉用具貸出事業実施要綱

(目 的)

第1条 福祉用具貸出事業（以下「事業」という。）は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する介護用ベッド等の福祉用具（以下「用具」という。）を貸出すことにより、在宅の寝たきり高齢者及び介護が必要な方並びに身体障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(貸出する用具並びにその対象者)

第2条 貸出する用具並びに貸出しの対象者（以下「対象者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(申請者と責務)

第3条 用具を借受けようとする者は、対象者並びに対象者の親族若しくは地域のボランティア関係者など対象者の介護や支援を行っている者（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、用具を借受けようとする場合、福祉用品貸出申請書(様式第1号)を提出する。また、次の条に定める、福祉用品借受書を提出し、使用料金を負担し、借受けた用具を適正に管理する責を負う。

(用具の貸出及び使用料)

第4条 社協では、前条により用具貸出の申請を受けたとき申請要件等を確認し貸出しを決定する。この決定を受けたとき、申請者は福祉用品借受書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 用具の使用料は別表の通りとし、1月に満たない期間分についても、1月分の金額（月額）とする。

3 使用料は、毎年6月末日を持って清算した金額を支払わなければならない。

(用具の管理)

第5条 申請者は、対象者の障害の回復、対象者の都合等で貸出された用具が不用になった場合並びに貸出の目的又は次の各号に反した時は、すみやかに

返還しなければならない。

- (1) 当該用具の使用目的に反して使用したとき。
 - (2) 当該用具を棄損、滅失したとき。直ちに社協にその状況を報告し指示に従うこと。
- 2 用具の貸出し期間中においては、用具のいかなる不具合や故障などにより生じたけがや事故、またはこれらに起因する補償等に関し、社協はその責任を負わないものとする。

(福祉用具の運搬)

第6条 用具の運搬は、原則として申請者が行うものとする。

(貸出台帳の整備)

第7条 社協では、用具の貸出状況を明確にするため「福祉用具台帳」を整備しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日常生活用具貸与事業実施要綱(昭和60年5月28日施行)は廃止する。
- 3 この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

別表 大河原町社会福祉協議会福祉用具貸出事業の対象、貸出用具等

区 分	内 容
貸出対象者	大河原町社会福祉協議会の会員（大河原町在住の人）で在宅の寝たきり高齢者、介護が必要な方、身体障害者など日常生活支援が必要な方。（介護認定の有無を問わない）
貸出福祉用具 及び使用料	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護用ベッド手動・電動（一式）料金 月額300円 返却時等のマットレスのクリーニング代は利用者負担 2 車いす自走型・介助型 料金 月額300円 3 歩行器 料金 月額100円 4 四点杖 料金 月額100円 5 その他、社協が所有する福祉用品で貸出しが可能なもの 料金 月額100円 1月に満たない使用についても月額とする。 6 社協に運搬を委託した場合の運搬料 1回 2,000円

〈使用料の支払いについて〉

社協で毎年6月末日をもって利用料を清算し、申請者に使用料の支払いについて通知します。この通知により申請者は、社協の窓口又は社協で指定する銀行口座へ使用料をお支払いください。

様式第1号

契約：No. 台帳の番号

管理：No. 用具の番号

福祉用具貸出申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会長 殿

申請者（管理責任者）よびな氏名 自筆又は記名押印
対象者（使用者）との関係 具体的に記入
住 所 〒

電話番号 -
携帯番号 -

次により、福祉用具の貸出を申請します。

対象者	ふりがな 氏名	利用する方	男・女	生年月日	年 月 日 生 歳
	住所	〒			
世帯の 状況	氏名	続柄	年齢	職業	借受きたい福祉用具
	対象者	本人			1 介護用ベッド（電動・手動） マットレス（有・無）
	対象者本人と同世帯者の全員を記入				2 車いす（自走型・介助型）
					3 歩行器
					4 四点杖（ 本） 5 その他 （ ）
福祉用具を必要とする理由	申請理由を簡単に記入 例：歩行困難の為、立ち上がりが大変の為等				
ベッドの運搬依頼	依頼する ・ 依頼しない 社協に依頼する場合				
備考欄				受付者名 (職員記入)	

様式第2号

契約：No. 台帳の番号

管理：No. 用具の番号

令和 年 月 日

社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会長 殿

福祉用具借受書

大河原町社会福祉協議会所有の福祉用品について、下記のとおりの内容で借受します。

なお、用品の使用においては、注意事項を守り適正な使用と管理を行うことを誓約します。

借請人（管理責任者） ^{ふり}氏 ^{がな}名
住所 〒 -

電話番号

記

1 借受品目

1	介護用ベッド（電動ベッド・手動ベッド）
	<input type="checkbox"/> マットレス（有・無） <input type="checkbox"/> サイドレール（ 組）
	<input type="checkbox"/> テーブル（有・無） <input type="checkbox"/> サイドレール部品
2	車いす（自走型・介助型）
3	歩行器
4	四点杖
5	その他（ ）

2 貸借期間 令和 年 月 日より 1ヶ月 **用具を渡した日**

※但し、社協、借請人どちらかの返却の申し出がない限り1ヶ月単位で自動延長する。

3 貸借料

1	介護用ベッド	1月300円	(1ヶ月分を借入時支払)
2	車いす	1月300円	(〃)
3	歩行器	1月100円	(〃)
4	四点杖	1月100円	
5	その他（ ）	1月100円	(〃)
6	運搬料	1回2,000円	(運搬終了時支払)

*その他 マットレスのクリーニング代については、借受人が負担する。